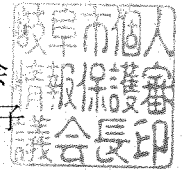


答 申 第 284号
令和2年6月29日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年6月5日付け岐阜市民市第73号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年、玉宮地区や名鉄岐阜駅周辺において、居酒屋等への客引き行為等により通行を妨害したり、しつこくつきまとったりすること等が問題となっている。

しかし、こうした居酒屋等への客引き行為等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で禁止されておらず、よほど執拗な行為がない限り岐阜県迷惑行為防止条例（昭和38年岐阜県条例第21号）により取り締まることができないことから、本市では、客引き行為等への規制方法について検討している。

そこで、客引き行為等への規制について市民の意見を伺うため、アンケート調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用するものである。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

3 意見 適当なものと認める。